大阪の子どもを守るネット対策事業実施要綱

１　事業目的

　　スマートフォンなど多機能なインターネット接続端末の急速な普及に伴い、青少年がインターネットを通じた犯罪・トラブル・いじめ等に巻き込まれる事例が後を絶たないことから、青少年が適切にインターネットを利用できるようフィルタリングの更なる普及啓発に努めるとともに、青少年のネット・リテラシー向上に向けた取組みを充実させる。

２　実行委員会の設置

　　本事業を実施するにあたり、取組体制を整備するため、次に掲げる関係機関を構成員とする実行委員会を設置する。

（１）大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課

（２）兵庫県立大学　竹内和雄准教授

（３）大阪府教育委員会事務局小中学校課及び高等学校課

（４）大阪市教育委員会事務局指導部

（５）堺市教育委員会事務局学校教育部

（６）大阪府府民文化部私学・大学課

（７）大阪府PTA協議会

（８）大阪市PTA協議会

（９）大阪府立高等学校PTA協議会

（10）大阪市立高等学校PTA協議会

（11）大阪府警察本部生活安全部少年課

（12）青少年育成大阪府民会議

（13）株式会社NTTドコモ関西支社

（14）KDDI株式会社関西総支社

（15）ソフトバンク株式会社

（16）デジタルアーツ株式会社

（17）株式会社ディー・エヌ・エー

（18）総務省近畿総合通信局

（19）大阪府消費生活センター

３　座長

　本事業の座長は、年度当初の実行委員会で選任することとする。

４　事業内容

　本事業の内容は次に掲げるとおりとする。

（１）OSAKAスマホサミットの実施

　　　　青少年自身が考えた項目で府内の青少年にアンケートを実施し、利用実態を把握したうえで、青少年自身がスマートフォン等のインターネットを賢く適切に使うことができる方策を議論し、その結果を発表する。

（２）ネット・リテラシー指導者養成研修（スマホ・SNSのトラブルから子どもを守る指導者研修）の実施

　　　　スマホ・SNSのトラブルから青少年を守るため、各学校や地域で行うネット・リテラシーの取組みの際に講師となる指導者向けに、具体的なトラブル事例とその回避策についての研修を実施する。

（３）携帯電話販売店舗におけるフィルタリング啓発ポスター掲出

　　　　　携帯電話販売店舗にフィルタリング啓発ポスターを掲出し、フィルタリングの更なる利用促進を図る。

５　経費

　　本事業の経費は、文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進委託要項」及び委託契約書に基づいて執行する。

６　事務局

　　本事業の事務局は、大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課内におく。

７　その他

　　この要綱に定めるもののほか、本事業の運営に必要な事項は、事務局と座長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年５月１日より施行する。